

《観光文教委員会（令和2年11月17日）》

〈要旨〉

- ・ 押印の廃止省略について
- ・ 危険と推測される大木の伐採について
- ・ 不登校児童生徒の健康診断について
- ・ 電子図書館について
- ・ 中央図書館長としての取組について
- ・ 教育委員会の障害者雇用について
- ・ 共生社会の実現について
- ・ 「ストップいじめ なら子どもサミット」について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林 政行です。よろしく申し上げます。

奈良市において行政手続の簡略化など、市民サービスの充実や業務効率化のため、押印の省略を進めています。具体的には市民や事業者が市に提出する申請書、届出書などで、市の規則に押印の定めがある書類を見直し、全 664 件の押印を省略可能とする方針を決定しました。これに伴い、11 月をめぐりに関係規則の改正や新型コロナ感染予防対策の観点から、来庁せずに行える手続を増やしていくとのことでした。

そこで、教育委員会としての基本的な押印省略に関する考え方と現在の状況を教育総務課長、お聞かせください。

◎黒田昌代教育総務課長

林委員の御質問にお答えいたします。

市は新型コロナウイルス感染症対策の緊急対応として、規則や要綱で定められており市が収受する文書について、令和2年4月より当分の間、押印の省略をすることができるようになりましたので、教育委員会も同様に押印の省略をすることができるようになりました。これに加えまして、本年10月には行政手続の簡略化、市民サービスの充実や業務の効率化のため、押印の省略をすると市の方針が重ねて示されたことから、教育委員会におきましても同様に押印の省略をする方針で進めているところでございます。

以上でございます。

## ◆林政行

課長、ありがとうございました。

教育委員会として押印の省略に向け、市長部局と歩調を合わせて進めていることが分かりました。押印の省略は市民の利便性につながると考えます。市長部局は11月をめどに規則等の改正に向けて動いているとも聞き及んでいますので、教育委員会としてもできる限り改正手続も市長部局と歩調を合わせられるよう、努めていただくことを要望します。

また、市長部局では規則などの改正が一段落した後に、内部の押印の省略も進めていくとの考えがあるようですので、技術的な部分もありますが、教育委員会内部の押印の省略の調査及び早急な取組を行っていただくことを要望します。

一方、文部科学省は、これまで学校が保護者に求めてきた書面による押印手続見直しとその押印の省略に伴い、学校からの配付物や連絡手段のデジタル化を求める通知を出しています。ただし、デジタル環境への対応が難しい家庭には、書面による手続を続けるなどの配慮も求めています。市教育委員会は校長会においてその内容は伝えているとのことですが、学校によって取組に温度差があることは、これまでの経験からかいま見られることでもあります。そのような温度差が出てきたときに縮める努力は教育委員会の責務であり、情報提供などの効果的な指示などで、押印省略に学校間の差が出ない対応を要望します。

次に、学校敷地内の大木は倒木や伐採作業など大変危険と推測され、子供たちの安心・安全の面を早急に確保する必要があります。例を挙げると、今年度、六条小学校では創立50周年記念事業の一環として、奈良県森林組合の協力を得て、幼稚園側に傾いていた高木と西門側の高木を伐採されましたが、南のり面に茂る木々はいまだに整備されていません。この問題は事態が起きてから解決すればいいというものではなく、危険性を認識しているのなら、子供たちの安心・安全のために早急に解決すべき課題であります。

そこで、学校からの要望などを待つのではなく、危険性の高い箇所から計画的に解決していくべきではありますが、教育委員会の見解を教育施設課長、お聞かせください。

## ◎川端博章教育施設課長

林委員の御質問にお答えします。

小・中学校の敷地内にある樹木は学校の歴史とともに年々成長し、樹木によっては想定以上に大きくなっています。現在は学校の日常点検や地域等からの要望により、倒木のおそれのあるものや学校敷地外に張り出しているものなどの危険樹木の場合は、学校運営や近隣住民等への悪影響を及ぼさないように、限られた予算の範囲内ではありますが施設の維持管理を行っております。

今後も学校や地域と連携を図り、緊急性の高いものを最優先としながら施設の管理運営に努めるとともに、計画的な伐採につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございます。

計画的な伐採につきましても検討していかれるということで、ありがとうございます。この大木の伐採課題は、危険性を認識していなくても大雨などで倒木を起こすなど、予測が難しいものでもあります。児童・生徒の安全や安心の面からも、学校や地域からの声を危険の一手手前であると判断し、対処していただくことを要望します。

次に、不登校児童・生徒の健康診断について伺います。

他の自治体では、不登校やフリースクールに通う児童・生徒が学校で健康診断を受けることは困難な状況もあるようです。

健康診断は単に疾病や異常の発見、その事後措置にとどまらず、子供たち一人一人の健康状態を把握し、将来を含めた自分の問題として捉え、自主的な健康づくりに役立てるとともに、歯科検診により虐待やネグレクトに近い生活環境にあることが観察、発見されることもあります。健康診断に係る費用は、地方交付税において児童・生徒数、学級数及び学校数から算出した需用額が教育費として盛り込まれていることなどから、通学していない児童・生徒であっても受診できるように支援することが必要であり、その上で不登校やフリースクールに通う児童・生徒が健康診断を受けることができない場合、受診できるような工夫や配慮をし、支援していくことが重要であります。

そこで、教育委員会の考えを保健給食課長、お聞かせください。

#### ◎中川佳美保健給食課長

林委員の御質問にお答えします。

教育委員会におきましては、学校保健安全法に基づき各学校の学校医を委嘱いたしまして、全ての児童・生徒に対して毎年度1回の健康診断を実施しております。令和元年度実施におきましては、未受診の児童・生徒が0.6%いる状況でございました。委員お述べの不登校を原因とする未受診の児童・生徒に対しましては、学校医の協力を得まして別室登校など場所や時間をずらすなどの配慮を行った上で、個別で対応しているところでございます。

今後も不登校や不登校傾向の児童・生徒に対しましては、保護者と教員やスクールカウンセラーなどが連携を図り、健康診断の受診体制を充実させるとともに、日頃からの子供たち一人一人の健康観察に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行委員

課長、ありがとうございました。

各学校による個別対応も、その対応に差があることも事実です。学校保健安全法施行規則第5条では、欠席者について「疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。」と定められています。このことから、健康診断にアクセスする権利は不登校児童・生徒を含む全ての子供が有しており、学校に来ていないことが健康診断を受診する機会が失われてよい理由にはなりません。そして、健康診断は様々な疾患の発見に役立つ重要な医療機会であることも間違いありません。

また、不登校児童・生徒に関しては、より一層健康診断の必要性があると論文などで指摘されています。その論文の研究結果では、不登校児童・生徒は身体的健康上のハイリスク者と位置づけられることが分かっており、疾患を早期発見し、適切な医療につなげることを目指す上で、健康診断の機会は重要な意義を持ち、特に不登校児童・生徒には見落とされがちな健康診断の機会を確実に保障する必要があると結論されています。不登校児童・生徒については、学校という場にこだわらない改善策の検討が必要であり、教育委員会において学校任せではなく、健康診断の機会を確実に保障する手だてを改めて再考していただくことを要望します。

次に、奈良市電子図書館が10月30日にオープンしました。奈良市以外にもコロナ禍で電子書籍を導入する自治体や、学校教育の場の一部でも、児童・生徒が手元での情報端末で電子書籍を読むことができる電子図書館を導入する動きも出てきています。また、学校外の公共図書館が学校との連携を深め、児童・生徒に電子書籍を提供するといった取組もあるようです。

今後、学校図書館の補完の役割ともなる電子図書館を充実することで、児童・生徒、教職員が新型コロナウイルスに感染し、学校を臨時休業とする場合に備えるとともに、読書などを楽しみたい児童・生徒の選択肢を増やしていく取組として、児童・生徒に特化した電子書籍をそろえていくことも必要と考えますが、教育委員会の考えを中央図書館長、お聞かせください。

◎大橋美子中央図書館長

林委員の御質問にお答えいたします。

奈良市電子図書館は、児童・生徒向けに児童、ヤングアダルトのジャンルを2つ設けております。文学作品だけではなく、児童・生徒の興味や関心が高い漢字や英語のドリル、また漫画で読む世界や日本の歴史などもそろえております。これまで遠くて図書館に足を運べなかった児童・生徒も、学校図書館にはない本を電子図書館で楽しんだり、調べ学習を活用したりしてほしいと考えております。電子書籍の総タイトル数は令和2年度中に5,000タ

イトル程度を予定しており、児童・生徒が興味を持って読むことができる本の選書に努め、タイトル数も増やしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

館長、ありがとうございます。

児童・生徒が興味を持って読むことができる本の選書に努め、書籍数も増やしていくとのことで、ありがとうございます。

他の公共図書館では昨年12月に市内の小学校と連携し、電子書籍の読み聞かせを試みています。そして、同図書館では今年度、児童・生徒が1台ずつ情報端末を使うようになった環境を生かして、電子書籍を含めた読書活動の活性化を検討していく方針だということです。また、他の教育委員会では、小・中学生それぞれにアカウントを配って電子書籍を読めるようにしています。同教育委員会では今後の学校の臨時休業に備え、本を読める環境を整えるとともに、児童・生徒がそれぞれ1台ずつ情報端末を使うようになることから、電子書籍の貸出しが活発化することを見込んでいるようです。

奈良市も1人1台端末の環境が整っていることもありますから、他の自治体同様に全児童・生徒に利用者IDなどを配付するなど、身近な図書館運営を要望します。その上で利用者IDをただ配付するだけでなく、他の公共図書館で行っているような児童・生徒の読書活動が活発になる取組など、目的や目標を持った取組を行っていただくことを要望します。

次に、今年度就任された中央図書館長は前職が椿井小学校の校長でもあることから、これまでの経験を公共図書館に積極的に導入し、児童・生徒がより身近に感じる公共図書館の在り方を追求してほしいと感じています。また、前職の椿井小学校にも特別支援教室がありますが、障害を持つ児童らにももっと親しみのある公共図書館を追求していただきたいとも感じています。

そこで、これまでの経験を公共図書館へどのように生かしていられるのか、具体的な検討があるのか、中央図書館長、お聞かせください。

#### ◎大橋美子中央図書館長

委員の御質問にお答えいたします。

障害があるかないかにかかわらず、全ての児童・生徒が読書を楽しんだり、分からないことを調べたりして、公共図書館を身近に感じてもらうことが大切であるというふうに考えております。図書館に行けばいろいろな本があり、その中から読みたいと思う本を選ぶことができる喜びを子供たちに味わってほしいというふうに思っております。そのために、これまでから点字資料、大活字本、さわる絵本・布の絵本、マルチメディアデージー、優しく読

める資料ーLブックなどをそろえてきました。今年度からは、視覚障害の方などの読書の利便性の向上につながるオーディオブックサービスを開始しております。

また、電子図書館の導入により、非来館型のサービスを充実させ、誰もが気軽に利用できる図書館となるよう努めております。全ての子供が読みたいと思う本を手にとって楽しんだり、耳で聞いて本の世界に浸ったりすることができる環境が大切だと考えております。

また、学校図書館には常時司書はおりませんが、公共図書館のカウンターにはいつも司書がいます。いつでも子供たちを本の世界へいざなえる司書がいることは、子供たちには重要だというふうに考えております。

今後とも誰にとっても親しみやすく、安全・安心な図書館となるよう、一層丁寧で分かりやすい対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

現状の答えられる範囲の中で、館長としての思いなどを答弁していただきありがとうございます。大橋館長は前職が椿井小学校の校長ということもあり、つばき学級やきこえの教室の児童と関わってきて、このような視点や対応などが公共図書館にあれば、もっとその児童が公共図書館に親しみやすくなるのではないかなど、私案があるのではないかと思ひ質問しています。観光文教委員会は公式な場であり、ここでは答弁できない段階のこともあるかもしれませんが、もし私案があるのならそれは学校現場を経験しているからこそその考えであり、ぜひその私案を公共図書館に盛り込んでいただきたいと思います。

また、その私案はつばき学級やきこえの教室の児童の利益につながるものだけではなく、障害をお持ちの図書館利用者やユニバーサルデザインの考え方に沿うと、多くの公共図書館の利用者の利益にも結果的につながるものでありますので、ぜひ実現していただくことを要望します。

次に、教育委員会の障害者雇用について伺います。

まず、障害者雇用の現状と課題について、教職員課長、お聞かせください。

#### ◎山田伸治教職員課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

障害者雇用の現状と課題についてでございます。

奈良市教育委員会の障害者雇用率は令和2年度 2.52%で、法定雇用率 2.4%を上回っている現状でございます。今年度は達成しておりますが、市教委事務局の正規職員の配置は市全体の人事異動に伴う配置となることから、障害者の異動により、年度によっては達成できない場合も起こり得る状況となっております。安定的に雇用率を達成するための取組が必

要となることが課題となっております。

以上でございます。

◆林政行

令和元年に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、同法第7条の3第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は障害者活躍推進計画を作成、公表することとされました。これを受け、奈良市教育委員会障害者活躍推進計画が策定されましたが、その内容について、教職員課長、お聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

お答えをいたします。

障害者活躍推進計画の内容についてでございます。

計画の中では、採用と定着に関する目標を定めております。採用に関しては法定雇用率2.4%の達成、定着に関しては1年間の離職率が5%未満を目標としております。障害者の活躍を推進するための体制整備や職務の選定、創出などの具体的な取組につきましては、本市の各任命権者と連携をし、部局横断的に検討、実施を進める予定でございます。

以上でございます。

◆林政行

文部科学省が7月10日に公表した教育委員会の障害者雇用調査で、職種別の雇用率では昨年6月1日の時点で、教育委員会が雇用する事務職員に占める割合は7.39%だったのに対し、教員では1.27%にとどまっているということでした。市教育委員会では採用試験を実施する正規職員は一条高等学校教員のみですが、事務職員だけではなく正規職員や講師の教員に対しても教育委員会が積極的に採用することで、それがインクルーシブな社会を目指す学校につながっていくと考えますが、その考えがあるのか、教職員課長、お聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

お答えをいたします。

市教育委員会では採用試験を実施している正規職員は一条高等学校教員のみで、採用人数に限りがあることから、非正規職員の採用時に支援の形を検討しながら、積極的に障害者を受け入れていきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

障害者雇用促進法に基づき、一定割合を雇うよう義務づける法定雇用率は、都道府県教育委員会の場合2.4%とされており、市教育委員会も採用に関する目標を法定雇用率2.4%の達成としていますが、これでは市の障害者の雇用は目標を達成するだけでいいとも捉えられます。教育委員会において障害者雇用は目標を達成すればいいと考えているのか、その考えについて、教職員課長、お聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

お答えをいたします。

障害者雇用は目標を達成すればよいと考えているのかという御質問でございます。

法定雇用率2.4%の達成は障害者活躍推進計画の目標の一つであり、その達成のために障害者が働きやすい環境を整えることは、全ての人にとって働きやすい職場環境をつくり出すことにつながると考えております。このような取組を行うことで、共生社会の実現を目指すことが本来の目標であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

今後、教員についても非正規職員での採用で積極的に採用する、また、法定雇用率ありきの考えではないことが確認できました。

聴覚障害のある教員が4人勤務する学校の校長先生は、子供たちが自分と同じように障害のある大人が働いている姿を見ることで、将来、自分が働くイメージを想像できたり、同じように障害を持ちながら働くことの大変さや楽しさなどを聞くことができたりするとメリットを話し、耳の不自由でない教職員が手話を覚えようとする姿も見かけるようになったと言います。また、同じ職場で働くことで、自分たちも障害に対する理解が深まる、同じ職場の教員としてさらに成長ができると感じているとも、新聞取材でコメントされています。

これは学校だけのことだけに通ずることではなく、企業も同様のことに着目し、積極的に障害者雇用を行っている企業があります。それらの企業は障害者と健常者がチームとして企画を立てることにより、健常者のみのチームで立てた企画では到底至らないような、天才知性にも勝る優れた力を発揮できる能力、すなわち集合知性を活用し、結果的に今まで以上



の業績や成果を出しています。このようなことも考慮に入れ、教育委員会にはインクルーシブな社会の姿を児童・生徒に見せるためにも、障害のある教員を積極的に雇用していただくことを要望します。

次に、共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者などが積極的に参加、貢献していくことができる社会であります。それは誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題とされています。この共生社会の実現に向け、文部科学省、教育委員会、学校での絶え間ない取組が必要です。先ほどの障害のある教員を積極的に雇用していただくことの要望もその一つであります。

日本財団パラリンピックサポートセンターは、パラアスリートらが講師となり、パラリンピックやパラスポーツを題材に共生社会について考える出前授業のオンライン版を新たに開講しました。対象は小学校4年から6年、中学校、高校などの児童・生徒です。同授業はレクチャー、体験、グループワークで構成するワークショップ型で、児童・生徒は障害の当事者であるパラアスリートらと遠隔でリアルタイムに対話しながら学び、小学校は45分、中学校と高校は50分で実施しています。児童・生徒が当事者と接することは、単に授業で教えるより多くのことを学ぶ機会となり、心のバリアフリーにもつながることです。このような貴重な機会を教育委員会は積極的に活用すべきであると考えますが、教育委員会としての考えを学校教育課長、お聞かせください。

#### ◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

誰もがお互いの人格や個性を尊重するとともに、それぞれの多様な在り方を認め合える共生社会を目指すことは、重要な課題であると認識しております。日本財団パラリンピックサポートセンターが実施しているこうした出前授業につきましても、講師とのリアルタイムな対話を交えながら共生社会の実現について楽しく理解を深めることができる機会になると考えております。共生社会の実現に向けた指導につきましても、道徳の授業や人権教育を通じて各校の指導計画に基づき取り組んでいるところでございますが、児童・生徒の発達段階に応じてこうした出前授業の活用についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

まずは検討していただけるということで、課長、ありがとうございます。

2020年4月から、学習指導要領にもパラリンピックが表記されるようになりました。教

育委員会がオリンピック・パラリンピック教育を現在どのように推進しているかは、今後、確認させていただきます。

確かに教科書などのテキストの授業で教える大切さも理解します。しかし、当事者の話を直接聞いて学べる機会、特に今回はトップアスリートのお話を聞ける機会は、児童・生徒一人一人が学び、感じ取れることがたくさんあると思いますし、そこでの経験が必ずこれからの人生につながっていくとも思います。この出前授業は一般向けにも奈良市や天理市で開催され、私も参加していましたが、カテゴリーでは障害者の枠に入る私でも、たくさん学ぶことができました。共生社会の実現は言葉で言うのは簡単ですが、当事者でも理解不足のところもある。それだけその実現への道のりは簡単なものではないということです。

しかし、繰り返しになりますが、当事者から直接お話を聞ける機会、これは共生社会の実現に近づける大きな一歩であります。教育委員会にはその重要性を認識していただいた上で、その意義を学校側にきちんと伝え、教育委員会もしっかりと関与しながら、積極的に学校が活用していただくことを要望します。

次に、毎年度実施されているストップいじめなら子どもサミットについては、私自身、参加や見学をさせていただく中で、生徒のいじめに対する心の醸成にもつながる毎年度実施すべき取組と感じています。

そこで、この事業を実施する目的、また今年度の実施の有無についてと、今年度実施しない場合、代替措置を考えておられるのか、また、その代替措置はどのようなテーマで取り組んでもらう予定であるのか、いじめ防止生徒指導課長、お聞かせください。

#### ◎久保田浩司いじめ防止生徒指導課長

林委員の御質問にお答えいたします。

ストップいじめなら子どもサミットは、奈良市立中学校の子供たちがいじめの問題を主体的に考え、子供たち自身の活動を通していじめを許さない学校づくりを推進することを目的に、平成28年度より毎年開催をしております。今年度はコロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、一堂に集まって行うサミットは中止とし、各校において生徒を主体としたいじめ防止の取組を実施するよう通知しております。具体的にはネットいじめをテーマとした昨年度のサミットを踏まえて、SNSの利用の仕方について意見交流するなど、各校の実情に応じた取組の実施を求めているところです。

また、各校がこうした学校ごとの取組を共有することにより、学校における生徒を主体としたいじめ防止の活動の充実につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

この事業に参加されている生徒は、いじめに対して高い意識を持っておられると思います。一方で、このサミットで得られた共有課題などをいかに参加されていない生徒に伝えていくのか、この問題を解決してこそ全生徒が同じ意識を共有でき、そこで初めてストップいじめなら子どもサミットの本当の意義が出てくると考えます。それらについての教育委員会の見解をいじめ防止生徒指導課長、お聞かせください。

◎久保田浩司いじめ防止生徒指導課長

お答えいたします。

委員お述べのとおり、サミットに参加した各校の代表生徒がその成果を自校に持ち帰り、全校生徒で共有して自校の取組につなげることが重要であると認識をしております。多くの学校では参加生徒たちが活動してきたことを全校集会で報告したり、紙面にまとめて配布、掲示したりするなどして、共有を図っております。また、学校独自でサミットを実施したり、中学校の代表生徒が小学校に出向いて啓発に取り組んだりする学校もございます。

今後はオンラインによるサミットの開催など、より多くの児童・生徒と共有しやすい実施方法についても検討を進めてまいります。

以上でございます。

◆林政行

いじめをなくす教育は多くの学校で行われています。しかし、現実問題としていじめの事象が出ていることを考えると、いじめはあるものと捉え、いじめを受けたときに当事者がどのような行動をするべきなのか、そういった教育を学校や教育委員会がすることで、いじめの深刻化などを未然に防げることなども考えられます。そのような教育も今後は取り入れていくべきと考えますが、教育委員会としての見解をいじめ防止生徒指導課長、お聞かせください。

◎久保田浩司いじめ防止生徒指導課長

お答えいたします。

いじめを受けている児童・生徒が一人で抱え込むことなく、周りの誰かに相談できることが大切であると考えております。各校においては道徳の授業でもいじめを取り扱うほか、日常の学校生活の中で、折に触れていじめに対する意識を高める指導を行っており、いじめを受けた場合には誰かに相談することの重要性を適宜伝えております。各学校の教員は相談しやすい雰囲気といじめを許さない気風をつくるため、親和的な仲間づくりに取り組むとともに、日頃から児童・生徒との関わりを深めるよう努めております。しかしながら、いじ

めを受けている当事者にとっては、身近な人への相談が難しいことも十分想定されることから、電話やメール、SNSによる相談窓口を設け、その周知にも努めているところです。

いじめは誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるということを踏まえ、全ての児童・生徒が自分事として捉え、適切な行動が取れる力を育む教育の推進に努めてまいります。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございます。

確かに周りの誰かに相談できることが大切であるということは理解します。その上で、相談窓口もとても有効な手段の一つです。しかし、いじめられている児童・生徒の立場に立って突き詰めて考えると、言い出せない、相談できない児童・生徒もいるかと思います。そのようなことも想定し、複数の選択肢を事前に教えておく、このことについて善悪があることも認識していますが、それでもいじめられている児童・生徒の心の負担が僅かでも軽くなるのではと考えてしまいます。いじめ防止生徒指導課は専門の担当課なので、様々なことを考慮に入れ、現在の取組を行い、答弁されていると思いますので、理解を示していただけるなら今後の検討を要望します。

今回、ストップいじめなら子どもサミットの意義ある取組をそこに出席した生徒だけが共有するのではなく、全児童・生徒が共有できることが最も重要だと思い、その確認を行い、答弁では一定共有できる取組を行っていることは理解しました。しかし、これで児童・生徒のいじめに対する温度差が縮まっているかといえば、それでも一人一人に温度差があるのは言うまでもなく、それでも取組を続けなければ今度は温度差が広がる、そこに担当課の苦悩があると推察します。

この質問を行うに当たり、いろんな方にお話を聞いていると、ある方が、いじめの事象に対して必要なことは、生徒指導の領域に情熱的な教員、管理職を集めることと、有効な研修だとおっしゃっていました。例えばある市内の学校では、学年に分かれて2か所に子供たちのげた箱があったようで、どちらも荒れた感じだったようです。家庭でいえば外から入った最初のエリア、この玄関の様子で家人の人柄が分かります。その方はその方なりの方法で改善を行った結果、次に晴天が続けば傘立てには傘がゼロのはずなのに、教室にあるはずの置き傘や雨天時に持ってきて忘れた傘がてんこ盛りの状態が起こったようです。その状況を靴隠し、いじめを誘発する状況であるとして、片づけるような手段でその方は教員の方々に訴えています。現在は一方はきちんと整理され、もう一方は放置、そのままの状況であるようです。このようなことは、この環境に気づかない教員や管理職に問題があるとも言えます。

また、ある地域では子供同士が口論になり、その際、言ってはいけない言葉で相手を罵っ

たことから、言葉の指摘と、担任へ報告したことから、学級で差別発言について道徳教育をしてくれたようです。このように、いじめ事象に遭遇したら間髪入れず指導することが必須で、その意識が全てだともおっしゃっていました。いじめの事象は事が起こってからどう対応したらいいのか右往左往するのではなく、日頃から意識を高め、心の荒れを助長しない環境を整えていくのが鍵と教えていただきました。

さて、ここで思うのが、担当課が幾ら情熱を持っていじめについて取り組んでも、また、児童・生徒に幾らいじめについて取組を行っても、この現状にある教員、管理職の意識を高めなければ、また、その意識を高める有効な研修をさらに行わなければ、取組の効果が薄まり、その被害を被るのは紛れもなく児童・生徒であります。担当課にはこのようなことがあることを重く受け止めていただき、早期に改善策を整えていただくことを要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。